岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務 (医業未収金の債権回収業務の範囲内のものに限る。) を令和5年4月1日次のとおり委託した。

令和5年4月14日

岩手県医療局長 小 原 重 幸

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立病院等	東京都千代田区神田錦町一丁目8番地11 錦町ビ	弁護士法人エジソン法律事務所
	ルディング4階・8階	